

府子本第132号
令和元年6月17日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

令和元年度（平成30年度からの繰越分）
子ども・子育て支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和元年度（平成30年度からの繰越分）子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

別 紙

令和元年度（平成 30 年度からの繰越分）子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱

（通則）

- 1 令和元年度（平成 30 年度からの繰越分）子ども・子育て支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 補助金は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費に対し補助金を交付することにより、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

- 3 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、下記に掲げる事業を実施するための経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

補助対象経費の区分及び補助率は別表のとおりとする。

（1）幼児教育・保育無償化実施円滑化事業

幼児教育・保育の無償化の実施に当たって、都道府県において必要となる事務に対して補助する事業及び市町村において必要となる事務に対して都道府県が補助する事業

（2）幼児教育・保育無償化システム改修等事業

幼児教育・保育の無償化の実施に当たって、都道府県において必要となるシステム改修等に対して補助する事業及び市町村において必要となるシステム改修等に対して都道府県が補助する事業

（交付額の算定方法）

- 4 補助金の交付額は、次により算定された額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）別表の第 2 欄に定める種目ごとに、第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（申請手続）

- 5 都道府県知事は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式 1 による交付申請書に係る書類を添えて、別に定める日までに大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 6 都道府県知事は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に従い、別に定める日までに大臣に提出して行うものとする。

(事業の中止又は廃止)

- 7 都道府県知事は、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに大臣の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

- 8 都道府県知事は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告して、その指示を受けなければならない

(申請の取り下げ)

- 9 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

- 10 大臣は、補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 都道府県知事は、別紙様式2による事業実績報告書に関係書類を添えて、令和2年4月10日(7により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに、大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 12 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(財産の管理等)

- 13 都道府県知事は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

- 14 都道府県知事は、事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により

大臣が別に定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

都道府県知事は、大臣が別に定める期間を経過する期間中において、処分を制限された財産を処分するときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(補助金の経理)

- 15 都道府県知事は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

- 16 都道府県知事は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式4により速やかに大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、大臣に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(その他)

- 17 特別の事情により、4、5、6及び11に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別表)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率
子ども・子育て支援事業費補助金	幼児教育・保育無償化実施円滑化事業	内閣総理大臣が認めた額	都道府県及び市町村における幼児教育・保育の無償化の実施のために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、賃金、報酬、職員旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告費、手数料）、共済費、報償費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費（取得価格10万円未満のものに限る。）	定額
	幼児教育・保育無償化システム改修等事業	内閣総理大臣が認めた額	都道府県及び市町村における幼児教育・保育の無償化の実施に伴うシステム改修及び設備整備を行うために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、賃金、報酬、需用費（消耗品費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費及び手数料等）、共済費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金（共同開発によるものに限る。）	定額

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都 道 府 県 知 事 印

令和元年度（平成30年度からの繰越分）
子ども・子育て支援事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
- 2 令和元年度（平成30年度からの繰越分）子ども・子育て支援事業費
補助金所要額調書（別表）

（添付資料）

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる書類

（注）変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「国庫補助金交付申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付決定額の差額を記載すること。

令和元年度（平成30年度からの繰越分）子ども・子育て支援事業費補助金所要額調書

都道府県名

事業名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 H 円
幼児教育・保育無償化実施円滑化事業								定額
幼児教育・保育無償化システム改修等 事業								定額
合計								

(記載上の注意)

- 1 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 2 F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G欄には、F欄の額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の額に補助率を乗じた額を記載すること。（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都 道 府 県 知 事 印

令和元年度（平成30年度からの繰越分）
子ども・子育て支援事業費補助金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 令和元年度（平成30年度からの繰越分）子ども・子育て支援事業費補助金精算書（別表1）
- 2 幼児教育・保育無償化実施円滑化事業実施状況報告書（別表2）
- 3 幼児教育・保育無償化システム改修等事業実施状況報告書（別表3）

（添付資料）

- (1) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書抄本（当該補助事業の支出額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる書類

令和元年度（平成30年度からの繰越分）子ども・子育て支援事業費補助金精算書

都道府県名

事業名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 実支出額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 H 円 定額	国庫補助金 交付決定額 I 円	国庫補助金 受入済額 J 円	返納額 (J-H) K 円
幼児教育・保育無償 化実施円滑化事業											
幼児教育・保育無償 化システム改修等事 業											
合計											

(記載上の注意)

- 1 E 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 2 F 欄には、C 欄、D 欄及びE 欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G 欄には、F 欄の額を記入すること。
- 4 H 欄には、G 欄の額に補助率を乗じた額を記載すること。(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

令和元年度（平成30年度からの繰越分）子ども・子育て支援事業費補助金調書

都道府県名

国	補助率	地 方 公 共 団 体						備 考		
		歳 入		歳 出						
		科	目	目	目	うち国庫補助金相当額	うち国庫補助金相当額			
歳出予算科目	交付決定額	円		目	目	目	目	円	円	
		円	円	円	円	円	円	円	円	

(注)

1. 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都 道 府 県 知 事 印

令和元年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日府子本第 号により交付決定を受けた令和元年度（平成30年度からの繰越分）子ども・子育て支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）
金 円

- 3 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。